

としてどういう、評価というのはこれはいいと言わざるを得ないというふうに思いますけれども、少し感想なりをいただければ、このように思います。

○大田国務大臣 今回の基本方針二〇〇七は、安倍内閣になって初めての基本方針でございます。安倍内閣がこれからどういう課題をどういう方向で取り組んでいくかというのを示すのが大きい課題でした。

大きい課題としては、まず、人口が減る中でいかに成長を実現していくかということ、二番目に、官主導で来た戦後レジームを脱却するため行政システム、財政システムをどう見直していくかということ、それから三つ目に、国民の安全、安心ということをどう実現していくのか、この三つの課題についてしっかりと設定をして、その改革の方向性を示せたというふうに考えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。三つの課題を示して、それについての対応策、方向性というものを示していただいた、こういうことであらうかというふうに思います。

その二番目に、今まさに大臣からお話をいただいたように、もう官主導ではないんだ、そういう意味では、小さくて効率的な、あるいは筋肉質の政府を実現していくんだ、こういうことであらうかというふうに思います。今回の法律案もまさしくその中にやはり位置づけられていくべきものであらう、このように考えております。

もう長い経緯のある話でございます。十三年の末に特殊法人等整理合理化計画の中で財団法人化を目指してやっていくんです、そしてまた十七年の末にまさに今回の具体案が決まってきた、こういうことであります。そしてまた、行革推進法の中でいけば資産の縮減、半減といったものの中にも位置づけられていくのであらう、このように思うわけですが、今回のNIRA、総合研究開発機構の廃止法案というものが、とりわけこの行革推進法の中に規定をされている政府の資産

の縮減という目標の中でどのように位置づけられていくのか、まず総論でお伺いをいたしたいと思っています。

○大田国務大臣 国の資産、債務につきまして、行政改革推進法五十九条で、平成二十七年以降の各年度末の国の資産の対GDP比が、平成十七年度末の対GDP比の半分にできる限り近づくようにしていくということが書かれております。また、基本方針二〇〇六の中でも、国有財産については、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後十年間の売却収入の目安として約十二兆円を見込むということも書かれております。

今回の法案では、貸付金の償還期間を八年、三年以内の据え置きを含む八年以内に償還をするというところになっておりますので、具体的には、遅くとも平成二十七年末までには政府からの貸付金を全額返済させるということになっております。したがって、今回の措置は、行革推進法等で定める政府の資産・債務改革の趣旨に沿ったものであるというふうに考えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

平成十七年度末と二十七年末を比べて、できる限り政府の、あるいは国の資産を縮減していく、半減していくという中に位置づけられる一つの法律案だ、こういうことでございます。ぜひ今回の法律案をしっかり成立させて進めていかなければいけない、こう思うわけです。

出資金を返済させる、無償貸し付け、三年据え置きの八年ということが一つの法案の骨子であらうかと思えます。その中で、出資金をなくすという観点からしますと、財団法人化ということではなくて廃止ということもあつたであらうし、あるいはまた、民営化するという中で、株式会社化という選択肢もあつたのであらうか、このように思うわけです。

単純に廃止ということではなくて、財団法人としてNIRAを引き続き存続させていくというその趣旨、いろいろな、これまでも長い歴史の中で多くの機能を担ってきたわけでありますから、そ

の機能を引き継ぎながら存続させていく、こういうことであらうかというふうに思いますけれども、今回存続させるということの趣旨をお聞かせいただければと思います。

○大田国務大臣 NIRAにつきましては、平成十三年の特殊法人等整理合理化計画において見直しを取り上げられて以来、NIRAの内部でも改革について検討してまいりました。平成十七年十二月の行政改革の重要方針で、NIRAの組織形態を認可法人から財団法人にするということが決定されております。これは、シンクタンクをめぐる状況が変わってきたことを踏まえて、設立の原点に返って、NIRAがどうあればいいのかということ踏まえての結論であらうというふうに思います。

具体的に申し上げますと、NIRAの業務の一つとして、本来の研究業務以外に、民間のシンクタンクを育成するという仕事がございます。これについては、もう既に民間のシンクタンクがかなり登場してきておりますので、こちらはおおむね達成されているんだらう。残りの、研究、本来の業務に特化していくことが必要であるというふうに考えられます。

そのときに、当然廃止するということも考えられるんだと思うんですが、政策形成プロセスの最近の動きを見ますと、官僚主導から政治主導に移ってくる、あるいは中央集権から地方分権に移ってくる、一方で政策課題は複雑になってきているということで、何が問題かを国民にもわかるように研究し分析する、その重要性が増してきているように思えます。そういう観点で、NIRAはこれまでも多くの研究実績を持ち、ノウハウ、ネットワークを持っておりまして、これを廃止するのではなくて、政策研究の貴重な場として生かしていくことが考えられるのではないかと、その方がいいのではないかとということで、財団法人にするという選択肢を選んだ次第です。

御指摘のように、株式会社にするという選択肢も恐らくあるんだらうと思いますが、政策研究を

やるときに、やはり、より自主性、独立性を確保した形というのが望ましいんだらうと思います。そのときに、株式会社、営利法人より、財団法人の非営利の方がより自主性を持ち、独立した形で研究できるのではないかとということで、今回、財団法人を選択いたしました。

○木原(誠)委員 明快な答弁、ありがとうございます。今まさに大臣から御指摘いただいたように、民間のシンクタンクを育成していく、この機能についてはもう大分果たしたということであらうかと思えます。現にこの研究の実績を見ていると、委託研究というのはだんだん少なくなってきた、まさに自主研究部門がどんどんふえてきている、こういうことでありますから、そちらは今回は、捨て去るというのは変な言い方ですけども、いわば意義は終わった。他方で、まさにおっしゃったように官僚主導から政治主導という中にあつて、政策形成過程にもっと強力に関与していくんだ、こういう意義を持っている、こういうことであらうかというふうに思います。

私自身、実は財務省におりましたときに、アジア債券市場構想というのにずっとかかわってまいりまして、二〇〇六年の夏ぐらいだったというふうに思いますけれども、NIRAから、現にアジア債券市場構想について政策提言をいただいたというふうな経験もございまして。そういう意味では、ぜひ、引き続き、財団法人として、独立性を持ちながら、あと中立性も担保されながら、アメリカにあるブルッキングス、あるいは私自身もお世話になりましたけれども、イギリスの英国国際問題研究所、チャタムハウス、こんなような機能を担っていたら大変ありがたいな、こんなふうに思うわけでありまして。

そういう中であつて、一つやはり心配なことは、これはもう参議院の方の質疑でも、るる、いろいろ御指摘があつたように思いますけれども、今回、国の出資金は八年間の無償貸し付けにかわって最終的には償還をされる、地方、民間も含

めて、これは基本的に出資金は引き上げられる、こういうことが前提ではないか、このように思いますけれども、そういう政策形成過程に關与するという非常に高い使命を持つNIRAが、この財務基盤で本当に大丈夫かなということを若干危惧いたします。

個人あるいは民間企業からの寄附金、個別、非常に細かい寄附金を集めるということも既に始まっている、このように伺っておりますけれども、今後の財務面での見通しというものについて少し御説明いただきたい、このように思います。

○土肥原政府参考人 総合研究開発機構の財務面というところでございますけれども、財団法人化に際しまして、政府からの出資金につきましては無利子貸付金に振りかえられる一方で、政府以外の出資金につきましては、財団法人化される前に出資者に払い戻されるか、財団法人に対する無利子貸付金になる予定でございます。

したがって、財団法人化後でございますけれども、財団法人の正味財産といたしまして残される寄附金及び利益剰余金が約百十億円ぐらいでございますが、それから無利子貸付金の合計分、これを原資といたしまして、その運用益により事業が実施される、こういう予定でございます。このため、財団法人の初年度の運用原資及び収入規模につきましては、政府以外の出資者が財団法人に対する無利子貸し付けにどの程度応じていただけるか、こういう次第であるため、現段階では確たることは申し上げられないところでございます。

その後でございますけれども、貸付金の償還に伴いまして運用原資及びその運用益も減少してきてまして、最終的には財団法人の正味財産及びその運用益のみになるということでございます。

こういった時点での機構の収入規模につきましては、その時点、将来の運用環境、金利等でございますが、こういったものに左右されるわけでございまして、仮に現時点の金利等を前提に、多少機械的ではございますが試算いたしますと、返済

の完了いたしました平成二十八年度、これで約四・七億円程度の収入規模になると見込まれるものでございまして、この収入の範囲内で研究開発事業を行うということになります。

現在、NIRA、総合研究開発機構改革を加速させているところでございますが、こうした改革の成果が社会のいろいろな適正な評価を得て、寄附金とか会費制の導入など民間からの新たな資金の獲得につながる、そういうことも期待しているところでございます。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

もう少し財務面のことについて伺いをしたいと思っております。

今のお話ですと、基本的には、たまっているたまり金とその運用益、新規の寄附金、こういうことであろうと思っておりますけれども、個人、団体からの寄附金というのは現状どの程度あつて、今後どの程度見込めるのか、あるいはどういう見込みを立てているのかということ、何らかの試算があるのかないのかわかりませんが、見通しがあれば御教示いただければと思います。

○土肥原政府参考人 現状でございますけれども、寄附金といたしまして五十八億円前後、それから剰余金といたしまして五十五億円前後でございます。これに對しまして、今後、まだ会費制等がきちんとしていっているというわけではございませんが、現在、NIRAの情報発信等に努めまして、PRに努めまして、会費を鋭意募つていってというふうにご考えておるところでございます。

○木原(誠)委員 先ほど、まさに民間のシンクタンクを生み育てていくという役割をある程度果たしてきた、こういうことでございました。その結果として、現に足元を見ていますと、委託研究というものが大分減つてきている。

きのう私はレクをいたしたいで、ああ、なるほどなと思ひましたけれども、これまでの千件以上の研究の中で、受託研究というのは実は二件というふうにおつしやつたというふうに思います、二件しかない。私自身は、むしろNIRAはいろ

いろなところから受託をしていろいろな研究をされているのかな、こう思つたわけですが、あれども、ああ、なるほどな、これは自主研究をされてきていて、そういう組織なんだな、こう思ひました。

逆に言いますと、今の財務の話とちよつと関連づけをさせていただくと、委託研究でない、自主研究でやつていくということになると、今まではそれなりの潤沢な資金を持つてやつてきた、こういうことであります。今後、出資金を返済する中で、これまでの寄附金のたまりと運用益で基本的

に賄つていくということになつていくと、基本的な自主研究を中心をやつていくという体制が、私は、独立のこういうシンクタンクとして、とりわけ政策形成過程に關与していくということであるとすると、自主研究を引き続きやつていただくというのは大変重要なことだと思ひますけれども、この方針が引き続き堅持できるのかどうか、そのあたりの見通しを理事長からお伺いできればと思ひます。

○伊藤参考人 財団法人化は、やはり収入源の多様化ということが大事だというふうにご考えておりますので、受託研究とかそれから会員制の導入等をするように現在検討しております。そうした取り組みが、単に資金的に余裕を持たせるということ以上に、この問題を一緒に考えていく、あるいは継続的に協力関係があるというような形のもの、外にネットワークをつくつていくというものが、非常に大事だというふうにご考えておりますので、これは早急にいろいろ検討して着手していきたいというふうにご考えております。

それから、NIRAが設立された際に民間からいろいろ御支援をいただいたわけですが、財団法人化後もそういう努力を私は必要だというふうにご考えておられて、そのために、まず第一に、少なくとも理事長として私がやるべきことの最初のことは、やはり資金的に支援してもいいと思つていただけるような成果をきちつと出していくということがまず最も重要であるというふうにご考えております。

○木原(誠)委員 今まさにネットワークということをおつしやつたと思ひます。そういう意味でいうと、恐らく今後、NIRAが一級のシンクタンクとして、とりわけ、これまでの歴史を踏まえながら政策形成過程に關与していくということになつていくと、NIRAが中心になりながら、いろいろな民間のシンクタンクとネットワークをしつかり築き上げていく、こんなようなことが一つの姿としてあり得るのかな、こういうふうにごうわけであります。

ちよつと議論が前に戻るかもしれませんが、理事長はそもそも財団法人化することの積極的なメリットをどんなふうにとらえられているか、少しお伺いできればと思ひます。

○伊藤参考人 そもそも私のような大学の研究者がここに非常勤で理事長で来たということ自身が、ある意味で、財団法人化の将来の姿を先取りしたものだと思うんですね。

これはまた御質問があればいろいろ詳しくお答えしたいと思ひますけれども、結局、こういうシンクタンクがこれからやつていかなきゃいけないいろいろなテーマに關して、どこに知見を求めるべきなのか、どういう形で議論をしていくべきだろうかという、恐らく組織の中だけではなくて、例えば、学界ですとかあるいはジャーナリストですとか、それから、もちろん皆様のような政策に實際にかかわっている方々とか、こういう形のネットワークをやはりしつかりつくつていく。

ちよつと比較するのが適当かどうかわかりませんが、大学で一番重要なのは場なんです。そこには場所があつて、いろいろな人が出入りしているいろいろなことが生まれてくる、そういうものが、大学のような学問とは少し違つた形で政策問題について考えることが必要で、それは必ずしも、いわゆる民営化して財団法人だけでしかできないというわけではございませんけれども、財団法人化した、民営化であればより柔軟にいろいろなことができるという面があるというふうには理解しております。

○木原(誠)委員 理事長のおっしゃるとおりだと思います。まさに民営化、財団法人化することによって自由度が増してくる。とりわけこれまで、そういう言い方をしたら大変失礼かもしれませんが、せんだい、やはり認可法人ということであると、役所からの方もかなり入ってきて、それは非常にいい人材供給源であったとは思いますが、今後、必ずしもそうではない、そういうことになる人材もさまざまなソースから求めてこなければいけない、こういうことであろうかというふうに思います。

そういう中で、私自身は、やはり総合研究開発機構というのが財団法人になった後も、人材をしっかりと得ていくことが大変重要で、人材を得る、そしてまた供給する、そういう結節点、中心点になっていくということが、日本には三百近くあるいは三百以上シンクタンクがある、こう言われているわけですから、そういう中であって中心的役割を担っていただきたい、こう思うんです。

そういう人材を、まさにNIRAにあればキャリアアップができて、そして次のステップが踏める、あるいはNIRAに来るとまた別の知見を持つて次のシンクタンクへと移動していくことができる、そういう人材の結節点としての役割を担っていただきたいと思えますけれども、その点についての御所見をいただければと思います。

○伊藤参考人 委員がおっしゃるとおりでございまして、例えば、少し具体的なイメージを、これは日本のシンクタンクの例でございませけれども、参考になると思えますので、二つほど私のよく存じ上げているケースを申し上げます。

一つは、アメリカのボストンにナショナル・ビューロー・オブ・エコノミック・リサーチ、NBERというのがございまして、こは、極端に言う、ほとんど中には事務スタッフ程度しかないんです、もちろん、それはちよつと言い過ぎかもしれませんが、ただ、近くにハーバード、それからMIT等々の有力な学校があつ

て、そういうところから、いわば、例えば財政問題であれば財政の専門家でありまつか、あるいは貿易問題であれば貿易の専門家を呼んできて、それでネットワークをつくつてプロジェクトを始める。ある一年とか二年の間に成果を出して、その時々重要な問題について問題発信をする。

これは恐らく二つの効果があつて、一つは、成果そのものが非常に大切であるというだけじゃなくて、ともすると、例えば大学の研究者の場合であると学問分野にどうしても入りがちなんですけれども、そういう人たちのいわば能力を政策問題とか現実の問題に引つ張り込むという意義があつたと思うんです。日本は、残念ながら、まだそういう機能を果たすところが比較的少ないというところがあるので、もしNIRAがそういう役割を果たせばいいなと。

それからもう一つ、私が非常に関心を持つている研究所は、例えば、民主党系というブルッキングス研究所、それから共和系というアメリカン・エンタープライズというんだと思えますけれども、こは、例えば我々の仲間なんかの若い研究者あるいは政府の関係の方が、そういう本務から離れて二年とかそこにて何かテーマを持つてやる。そこである意味でいうと力を蓄えていたでいて、その後の、いわば次の政治あるいは行政、研究の中でそれを生かしていただくという形で、大きなネットワークをつくる一つの結節点になる。

日本の場合にも、やはり日々の仕事の中でじっくり問題を考えることがなかなか難しくなつてくるこのごろですから、もしNIRAみたいなところで二年じっくり研究していただいて、もちろん成果は出していただかなきゃいけないと思うんですが、そういう形で人材の結節点になるようなことになれば大変すばらしいというふうに思っております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。ナショナル・ビューロー・オブ・リサーチもそうだと思いますし、ブルッキングスもそうだと思います。

いますけれども、日本もそろそろそういうシンクタンクを必要としているんだらう、こう思いますから、理事長の御指導で大きな飛躍したNIRAというものをぜひつくり上げていただきたいな、こう思います。

その中で、今後の具体的な研究テーマ、行政改革の重要方針の中でも、中長期的に重要な研究、公的な研究に特化をしていくといったようなことが書かれていたように思います。今、どんなテーマ、具体的にもしイメージがあれば、少し御指示いただきたい、このように思います。

○伊藤参考人 特に具体的なテーマについて何をやるのかというのは、まさに今、国会でNIRA法廃止法案を審議していただいていますので、余り今の段階でコミットしたことはなかなか申し上げられないという、これから考えていくことなんでしょうけれども、ただ、ずっとNIRAの改革の中で議論してきたことで三つの柱があるんだらうなというふうには理解しております。

一つは、いわゆる国政にかかわるような問題ですね。NIRAはこれまでもそういうことをやってきましたわけですが、いろいろな国政にかかわるような問題についてぜひ議論していきたい。

それから二つ目は、これもNIRAのこれまでの経緯と非常にかかわるわけですが、地方の問題をしっかりと議論していきたい。これは、単にNIRAがやるというだけではなくて、御案内のように、各地域というのはそれぞれいろいろな問題意識を抱え、あるいは問題を抱えているわけですから、例えばAという地域でも同じように問題というのとはまたBという地域でも同じように抱えている。そうすると、当事者が問題を共有して、例えばごみの問題でもあるいは福祉の問題でもいいたすけれども、それをお互いに情報交換できるといふような、まさに先ほど結節点と申しましたけれども、そういう地域の問題をNIRAが少しコーディネートしながらできないだらうか。

それから三つ目の柱として、これもNIRAが

これまでやってきたことで、しっかりと継承していきたいと思うのは、いわゆる海外との関係の問題。これまでも政府との関係で、日中韓の経済連携の可能性について五年以上議論してきたわけですし、私がNIRAの理事長に就任して非常に印象に残つたのは、中国や韓国やあるいは東南アジアに行きますとNIRAというのはしっかりと意識されていて、彼らも我々との意見交換、非常に頼りにしているようなところがあるので、こはしっかりと今までのアセットを引き継いでやりた

い。

そういう意味で、国政の問題と、それから地域の問題、それからいわゆる海外、特に恐らくアジアのウエイトが大きくなると思えますけれども、その三つを中心に、その時々で重要な問題を考えていきたいというふうな考えをしております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

今三つ目のところで、とりわけ海外の問題というお話がございました。私も、カンボジア、ベトナム等に技術協力、とりわけ金融の技術協力等々をする場合に、NIRAというのは知名度が非常に高いなというのを現実に肌で感じておりますので、ぜひこの部分を引き続き伸ばしていきたいな、こんなふうに思います。

これは実は通告してはなくて大変恐縮ですが、実は伊藤先生はアジア・ゲートウェイの座長だつたというふうな今ちよつと思ひ出しまして、ちよつとこの点、もしよろしければ伺いをしたいな、こう思います。

アジア・ゲートウェイというのは僕は非常にいいテーマだというふうに思いますし、いい提言をまとめたいただいたな、こんなふうに思っております。ただ、その中で一点だけ、御所見をいただきたいなと思ひます。このアジア・ゲートウェイ構想の中で、羽田を中心に、国際空港というところについては非常に力点を置いて御議論をいただいたな、こう思うわけですが、一方で港湾、とりわけスーパースーパー港湾等々について思つたほど議論が実は深まつていないんじゃないかと。

ないかなという印象を受けました。

他方で、私自身は、例えば上海の沖に洋山港と
いうのがあって、これはとてもない規模です
し、韓国の釜山も今とんでもない規模になっ
て、育ってきている。そういう中であって、ア
ジア・ゲートウェイ、そのゲートを標榜するの
であれば、もちろん空港も重要だということ
に思いますが、こういう港湾施設ということ
も掘り出し、いろいろとすることが大切なの
ではないか、こういうふうなふうに思われ
てもいいか。

○伊藤参考人 委員のおっしゃるとおりだと思
います。

ただ、これは我々の委員会の中で安倍総理が
おっしゃったことなんですけれども、実はぜ
ひまた皆様にアジア・ゲートウェイ戦略議
議のレポートを読んでもいただきたと思う
けれども、いろいろな面でも、私、大事なこ
とを言っていると思うんです。ただ、比較
的スムーズに進んだ分、野というのはいま
余りマスコミ等も取り上げてくれない
んです。余り一生懸命議論したように受
け取れないんですけれども、実はかなり大
事な議論しております。空港の問題は、も
ちろんいろいろあるから、当然いろいろ
調整等々でなかなか困難な部分もありま
す。港灣につきましても、かなり重要な
項目の一つとして取り上げられているわけ
ですから、非常に重要だということに理
解しております。

実は私、同時に、財務省の関税局の中
の部長をやっています。ここには実はア
ジア・ゲートウェイ構想と連携して、港
灣のいろいろな仕組み、特に御案内のよ
うにテロ等の難しい問題に対する対応と
、それからスムーズにいろいろなものを
通関させるという二つの、ある意味でコ
ンフリクトのあるものをどういうふう
に調整していくかということ、かなり今
事務方はしつかり議論してくれている
と思いますので、これはこれからさら
にいろいろな仕組みがよくなると思いま
す。

す。

ただ、ここはちょっと私、専門ではございませ
んけれども、いわゆる投資がかわる大きな設備
の話になってきますと、本来それは我々も議論す
べきだろうと思えますけれども、それはむしろ皆
さんの、議員の方々にさらにしつかり議論して
いただいて、上海や釜山に負けないような港をつ
くる方向でぜひ頑張ってくださいたいと思いま
す。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。通告
していない質問で大変失礼をいたしましたけれ
ども、御答弁いただきましてありがとうございます。

これで最後にしたいと思えますけれども、この
内閣委員会はずっと公務員制度改革というのを議
論してきました。天下り、これをやはり根絶しな
きゃいけない、これは与野党共通の思いであろ
う、このように思っています。今、NIRAにつ
いては、伊藤理事長にお越しいただいて、これか
らまさに改革を進めていただこうということであ
ろうかというように思っていますけれども、大臣に
最後、今後も民間からしつかり理事長は出して
いただく、これは財団法人です。大臣が今後のこ
とについて、なかなかお答えに困るかもしれませんが、
も、その点について御決意がなければお伺い
して、終わりにしたいというように思っています。

○大田国務大臣 NIRAの理事長はこれまで、
中央省庁のOB、これは次官の経験者ですけれ
ども、就任してあります。それが十八年二月に伊
藤先生に理事長になっていただいた、この一年の
間に本当に目覚ましい成果を上げてくださってい
ます。

今後は、もちろん財団になったNIRAが決め
めることではあります。ゆめゆめ天下りさせ
るために財団法人として残したと言われること
がないように、そこはしっかりと約束いたしま
す。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

○河本委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党の市村でございます。

きょうは、NIRA法ということで、私にとつ
てもすごく感慨深い思いで質問させていただき
たいです。なぜかという、まず一つには、伊
藤先生、二十年前に松下政経塾時代に先生の御
指導を受けて、二十年后にここで先生とこうし
て議論ができるということのありがたさを今かみ
しめながら過ごさせていただきま。

伊藤先生、私は政経塾時代に講義を受けまし
て、本当にこんなすばらしい学者がいらつしや
るんだなというように思った学者の一人でありま
す。その後の御活躍も大変目覚ましいものがある
というところで、本当に尊敬申し上げている先生
でございます。その先生が今度NIRAの理事長
に、非常勤ということになりますけれども、つい
ては、ただの理事というよりは、NIRAのみなら
ず、日本のシンクタンク界の大きな発展に多大な
貢献をしていただけたらいいなと大変ありがた
く思っている次第でございます。

それで、大臣の方にはまず一点確認させていた
だきたいと思っています。

NIRAは今度財団法人となるわけですが、現
状維持という考え方はなかつたんでしょうか。そ
ういう議論はなかつたんでしょうか。そのことを
まず大臣にお聞きしたいと思います。

○大田国務大臣 NIRAにつきましては、平成
十七年に閣議決定された行政改革の重要方針
で財団法人になるというふうに決められました。

この背景としては、時代が大きく変わり、
昭和四十八年にできたときから民間のシンク
タンクをめぐる状況が非常に変わってきておりま
す。当時は民間のシンクタンクを助成して育成し
ていくということが重要な仕事であり、それはN
IRAの仕事の一つの柱でしたけれども、今三百
余りのシンクタンクがございますので、その点に
ついては必要性がなくなってきたという、した
がつて研究本来に特化させる形で事業を絞ってい
くということが重要であろうというふうに判断さ
れました。

研究に特化していくときに、なるべく自主性、
独立性を保った形で研究ができる方が望ましい。
認可法人ですと、事業計画、予算、あるいは役員
の選任というところで国の事前関与がございま
す。これが財団法人になりますと、そこは自主
的に決めることができますので、より時代に
政策研究をやっていくためにも、自主性、独立性
を確保するという観点から、財団法人という形態
を選択いたしました。

○市村委員 今の大臣の、自主性、独立性、ま
さに大切な観点であります。また、一連の流れ、思
いでいくと、NIRAは今までの官のシンクタンク
だった、今度は官のシンクタンクから民のシンク
タンクに変わるんだ、こういう認識でよろしう
ございますでしょうか、大臣。

○大田国務大臣 はい、そのとおりです。
○市村委員 そこで、私は、こうした民のシンク
タンクが育つ土壌が、では今、日本にあるのかど
うか。ここが実は私がずっとNPOという観点か
ら議論してきていることでありまして、先ほど伊
藤理事長からも、ブルッキングス研究所やアメリ
カン・エンタープライズの例を出していただきま
したけれども、アメリカの法人格のステータスで
いうと、あれは実はノンプロフィットオーガニ
ゼーション、NPOであります。今アメリカの社
会では、それが発展する、発達するような制度的
基盤もちゃんとあるということですが、実は
日本はその制度的基盤が大変弱い。

この委員会でも渡辺大臣とも議論させていた
いてありますが、まさに官製土壌であって民製土
壌じゃないわけですね。つまり、では官製土壌の
上にシンクタンクを育てようとしたときにどうな
のかということなんです。それが反省されて、
今回、やはりもつと土壌を変えていこうというこ
とを私は渡辺大臣と議論して、そうだという意見
の一致を見ているわけでありまして、まさにこの
官製土壌を民製土壌に変えていく、我々国民のた
めになるような土に変えていく、その基盤の上に
やはりシンクタンクというものが発展していかな
いかな

くちやいけない、こう思っているわけでありますが、これは大臣と伊藤理事長お二人に、この私の考え方について御意見をいただきたいと思ひます。

○大田国務大臣 日本にも各役所が自分のところを持っている研究所、あるいは独立行政法人という形の研究所がございますけれども、それぞれにその存在意義はあるんですが、特定の分野の制約を受けているということがございます。

一方、民間の方を見ますと、今先生御指摘のように、その時々政策課題に正面から取り組んで、しっかりと分析をして、本格的な政策研究を行い、政策の代替案を示すところまで至るようなシンクタンクがあるかという、本当に少ないというところがございます。また、ネットワークの場になるようなシンクタンクも少ないというところがございます。

そこで、やはりNIRAには、今回は財団法人という、認可法人より自主性、独立性を確保できる形にした上で、これまで官の研究所、認可法人として政府に近いところの研究所として培ってきたノウハウ、ネットワークを最大限に生かしてほしい。幸いなことに、伊藤先生という大変すぐれた理事長を得ることができましたので、伊藤先生のリーダーシップのもとで、欧米に匹敵するようなシンクタンクになつてほしいと私も期待しております。

○伊藤参考人 財団法人になりましたが、NIRAはやはり政策研究が中心でございますから、そういう意味では、やる対象にいさかき変化はないわけですが、ただ、幾つか恐らく重要な点がありまして、一つは、何に向かつてこういう政策研究をするのか。

もちろん、一つは、皆様のような政治家の方、あるいは行政との距離を保ちながらその時々問題を考えていくところがあるわけですが、同時に、やはり国民に広く全体にその問題意識を投げかけていく、あるいはその思考プロセスを共有していくということが非常に重要だと思ひ

ます。透明性というふうに言ってもいいのかもしれませんが、透視性というふうに言ってもいいのかもしれませんが、透視性というふうな形で、我々としてはできるだけこういう政策研究の土壌を広げていく一つの担い手になればいいのかな。

ちよつと誤解を招く言い方をすることもできませんけれども、ちよつと比喩で申しますと、例えば大学の中で政策研究をするときにどういふことが問題になるかという、例えば十年前に非常に深刻であつた不良債権の問題、これは我々にとつていろいろな教訓を与えてくれたわけですが、これを今一生懸命研究して将来のいろいろなことに役立てる、これはどちらかというとやはり大学の世界で向いて話だと思ひます。しかし、日本がこれからどういふ問題が特に深刻なのか、これは人によつてもちろん意見は違ふと思いますが、例えば少子高齢化みたいなテーマというのはまさにこれから日本が問われるわけ

で、こういう問題をもちろん大学でやらないというわけではございませんけれども、そういういわば時代性の非常に強いもの、あるいは重要性がその時代時代で重要なものというのをしっかりと発信していくということをやるのは、やはりこういう独立のシンクタンクの重要な役割なのかなというふうに思つております。

○市村委員 大変重たい志の部分、お二人の大臣また理事長からお聞かせいただいてありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、私がここでまた少し議論をしたいのは、そういった思いを持ってこれから進んでいくシンクタンクが乗っている基盤というのが、やはり薄いんじゃないかと私は思つておられます。ブルッキングスは、アメリカン・エンタープライズは、C S I Sは何に乗つておられるのかということなんです。今の官製土壌に乗つては、なかなかうまくいかないというところになると思ひます。やはり、きちつとした民のそうした、非営利とおつしやっていた民の基盤をしっかりとつくりつていく、民の土壌をつくつて

いく、まずこれがないと、実はこのシンクタンクだけじゃないんです、ほかの非営利法人の活動もなかなかこれはうまくいかないんです。このところが実は今まで余り議論がされてこなかったわけですね、国会で。私はその思いで、国会へ送つていただいて三、四年近くになりますけれども、このことをずっと申し上げてきているわけでありまして、つまり、この部分についてどうお考えかということをお聞きしたかったわけ

です。つまり、今のままの土壌では、ひよつとしたらNIRAは伊藤理事長のもとにお金も集まつて、人も集まつて、NIRAはうまくいくかもしれないけれども、ではほかのシンクタンクはどうなのか。三百あると言いましたけれども、やはり多くの場合は株式会社とかだと思ひます。ではなくて、さつき大臣もおつしやつたように、ポリシーオルタナティブですよ、代替政策をしっかりと考えていけるシンクタンクが、非営利・独立型のシンクタンクが今後生まれてこないといけないわけ

です。まさに、きょう大臣が冒頭で、官主導じゃなくて民だということをおつしやつたわけですね。だから、そのために、もちろんシンクタンクに働いてもらわなくちゃいけないわけですね。NIRAが今度は官のシンクタンクから民のシンクタンクになつてくれるわけですから、これまでのノウハウとかを持って、人材のネットワークを持つて。では、今度はもちろんNIRAも、官のためじゃなくて民のために尽くしてもらふ、国民のために尽くしてもらふ。そうすると、必然的に我々立法府とのつき合ひを深めてもらわなくちゃいけないわけですね、官じゃなくて。

しかし、そのためには、NIRAはうまくいっても、ほかがうまくいかなかったらいかぬわけでありまして、NIRAだけで独立して、NIRAだけ一個あればいいという話ではないわけでありまして、やはりNIRAに対抗するような、またブルッキングスに対抗してアメリカン・エンター

プライズがあるように、NIRAに対抗した何かがなくちゃいけない。そういった意味での、非営利の中の、NPOの中での競争もなきやならない。こういう基盤づくりをしていかないと、なかなか私は本格的なシンクタンクというものを期待するには至らない、こう思つておるわけでありまして、この件についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。もう一度お願いいたします。

○大田国務大臣 これまで政府の中にあるシンクタンクは政府の制約の中にあつた。そして、民のシンクタンクというのは受託者に合わせて研究成果を出したり、あるいは経営者の制約があつたりしたわけですね。先生が御指摘のように、民でありながらパブリックの精神のもとでまさに公共政策を議論するシンクタンクというのは本当に少なかったんだらうと思ひます。そういうものになる存在としては、私は、NIRAというのは最も近いところにいる最適の存在だらうと思ひます。

これまで認可法人でしたけれども、伊藤先生という民間の学者が理事長になつて、実際に評価を得てきているわけ、これから恐らくすぐれた成果を上げてくださるというふうに入っています。

ほかにも必要ではないかというお話でしたが、実は今民主党も自民党も、政党でもシンクタンクを持つていて、新しいシンクタンクが生まれてくる転換点にもあるような気がします。

そういう中で、財団法人になつたNIRAが一つのモデルになつて、しかもネットワークの場になつて、そこで本当の意味の公共政策のいい研究ができれば、全体を牽引する力になるのではないかと期待しております。

○伊藤参考人 私のとりあえずの職務は、民営化したNIRAをしっかりとシンクタンクに育て上げる、そこで成果を上げることでございますから、その中で、日本の、いわゆる本當の民に即したいいろいろなものを育て上げるなんという大それたことは申し上げられませんが、ただ、先ほど前の委員の御質問にお答えしたところでもありますように、結局、NIRAの活動が

成功する一つの大きなポイントというのは、政策議論の場をどういうふうにつくり上げることができるか。

この場というのは二つございまして、一つは、そこにどれだけの人がかかわることができるか。ですから、NIRAの活動を通じて外部の、例えば政治家の方あるいは行政の方あるいは研究者の方、とりわけ今度は地方でいろいろなことを考えている方がそこで一緒に考えることによって、そこに人材ネットワークが広がってくれば、結果的にほかの民の組織の中でそういう方々がさらに活躍されるということがあればすばらしいなと思っております。

それからもう一つは、そういう成果を出していく場を見せしていくことによって、委員もおっしゃっていることだと思ふんですけれども、日本の中で、いわゆる政府の中とか、あるいはそういうところとは別に、本当の民の立場でいろいろな政策問題について考えることの重要性みたいなものが雰囲気として日本の中に広がっていく、何かそういう実験例みたいなものをもしNIRAの中でお見せすることができれば、それもひよつとしたらそういう民の広がりに少しは貢献できるかなど。

ただ、冒頭申しましたように、私の職責はとにかくNIRAをしつかりやるということですから、結果的にそれが民の広がりにつながればというふうに思っております。

○市村委員 伊藤先生はNIRAの理事長ということでありますから、もちろんNIRAをしつかりと育てていく、そのためには大田大臣がさつきからおっしゃっているように最高の人材だ、私もこう思うわけでありまして、いわゆる民のシンクタンクになったNIRAの今後の活躍を大変期待するところなんです。

ただ、先ほどから申し上げているように、頑張るというのももちろん大切な方でもあります。が、やはり基盤づくりというのがないと、そこが日本の場合すごく欠けているところであると思う

し、その辺は大田大臣も伊藤理事長も多分御理解いただいている。ただ、今のお立場でなかなかおっしゃりづらいのかなという気もなきにしもあらずであります。そういう意味では大田大臣の方がよりおっしゃりやすいかと思いますが、基盤がないとやはり難しいんです。

だから、せっかくNIRAがこうやって民の方に行くということになったときに、NIRAが財団法人になるときに、例えば今後の資金集めをどうするかということ一つとっても、これは大変大きな問題に直面するわけです。

財団法人というのは、これは意地悪な質問になりますからあえて言いませんけれども、先ほどから認可法人から財団法人になるんだとおっしゃっていますが、財団法人は今現在許可法人でありまして、実は、ある意味では許可の方が認可よりももっと縛りがあってしかるべき。だから、本当は、何か制度的にはえらい矛盾しているんですね。

ただ、これもいろいろ議論があつて、今後財団法人も、民法三十四条を削除して、許可からいわゆる準則主義的に登記で足りることとするという政府の方針が、法律も通っていますから、こういう流れの中での財団法人とらえさせていたいただいておりますので、それはそういう認識でいたいと思います。だから、本当は認可から許可というのはおかしいんですけれども、将来性も見たところの話だと、登記の準則主義的な財団法人という意味だと思ひます。

では、今後財団法人になって、政府の税制の方の流れはまだ見えていないんですね。今の段階では、一般財団と言われているものに対してどういう税制上の優遇措置を与えていくかというのはこれからの議論であります。

そこで、まずは、財団法人になるだろうNIRAは、まず一般財団になるわけですね、今の段階では、私はそのことを変えたいと思つてやっているとありますが、今の段階では一般財団ということになるわけですね。では、そこから公益法人となるに当たつ

てどういう税制優遇が与えられるのかというのは、これがやはりしつかりしていないと、百十億円が残るといふことですが、百十億円が残つていても、それを今運用しても、多分大変細々とした運用益しか出てこないというのが現状であります。今、年間十億でやっているとNIRAがこれで何億で回るのか知りませんが、結局、基金を食いつぶしていくような存在にもなつてしまつた場合、これは本当に先細りということになつてくるわけですね。

そうじゃなくて、これだけの、今までの伝統あるNIRAがもつと発展してほしい。そのためにはやはり人を得なくちゃいけない。もちろんです。やはりお金も得なくちゃならないといふことなんです。税制の姿が見えていないとはいへ、やはり手当てをしておかないと、なかなかこれも、お金も集まらないといふことだと思ひますが、大臣、それについては方向性といふのはどうなつていますか。

○大田国務大臣 今NIRAは特定公益増進法人といふことでその措置を受けておりますけれども、財団法人化後もこの税の優遇が引き続き受けられるように税務当局と協議を行つていきたいと考えております。

○市村委員 ぜひともそうでなければならぬ、今のいわゆる特増並みのステータスがなくなかなかお金も集まらないだろう、こういうふうにするわけでありませう。

もう一遍ちよつと話が戻りますが、NIRAはNIRAでももちろん頑張つてもらわなくちゃいけないんですが、どうしても、その代替政策を考えるシンクタンクもやはり一つではいかぬと思ふんです。さつきあえて、伊藤理事長の方から、ブルッキングス研究所は民主党系だ、アメリカン・エンタプライズは共和系だ、こうおっしゃつたんですけれども、さつき政党的シンクタンクの例も挙げた、だまされたが、今の段階で本当にシンクタンクだと言えぬ代物かといふと、両政党のシンクタンクともそれは言えないと残念ながら

僕は思ひます。もちろん方向性として努力をしているといふことは多となくちやならないんですが、やはりなかなか難しい。

なぜかといふと、さつきから申し上げているように、ここに土壌がやはりないんですね。それにまた市場がない。結局我々政治家が求めていないわけですね。求めなくてもいいところのかもしれないけれども、本来的に、党の所属議員のシンクタンクが、党でもないし、党の所属議員でもないし、今度こういう法律をつくりましかうかとか、今こういう問題が起こっているからこれを手当てするためにはこういう制度づくりをしなくちゃいけないとか、そういう活発な議論が行われていないといふかぬわけですが、ないわけですね。ないから、そういうポリシールタナティブにニーズがないんです。だから、結局どうなるかといふと、官のつくつた法律にイエスかノーかといふ方向になつていく。立法府でありながら、新しい法律が出てこない、ほとんど出てこないわけですね。

本来ならば、立法府が法律をつくつて、ここで議論して、ここで通して、官僚の皆さんがそれを着実に実行していただく、こうなつていくとかならないのが、そうならない。仕組みはそうなつています。もちろん三権分立で。ところが、実態上はそうなつていない。ここについてしっかりと変えていくような制度づくりをしなくちゃいけない。かつ、そのときに極めて重要なのがシンクタンクといふわけですね。

やはり官と政治家の結びつきが切れる。今あるわけですね。深いわけですね。やはりこれを切らなくちゃいけないですね。ここは、切つていくときに、一遍切つてしまふと、ではだれがその知恵袋になつてくれるのか、頭脳になつてくれるのか。もちろん本人が頑張らないかぬ部分もありますけれども、やはり一人では限界がある。いろいろな方の知恵をかりないかぬ。そのときに、その都度その都度個別に集めるのも大変なんですね。やはりどこかにそういつた、日ごろから研究活動を続

けて常に知識を鍛えているというか、知能を鍛えているような人たちがいて、そここの結びつきを深めていくということがあるべきだと思います。

伊藤先生には政経塾時代に問屋さんの重要性を私は教えていただいたと思っていますが、まさにシンクタンクというのは知の問屋さんだと僕は思っているんですね。だから、そういったものがしっかりとやっていかないと、確立されて、しかもそこで競争が起こっていく、そのための基盤づくり、こういうことです。

だから、そういうふうな本格的に民だ、官から民だ、官から民だとおっしゃるのであれば、それぐらいの覚悟を持って今度は政府も、官を切るぞ、官僚との関係を切るぞ、もう官からもらわれない。政府に行つた方は政府に行つた方、国会議員や政府に行つた方はそれで頑張る。しかし、立法府に残っている人は、与党だろうと野党だろうと、政府とやはり対峙しなくちゃいけないですね。ある程度対峙して、立法府は立法府の思いをしつかりとぶつけていかないとだめですね。

その意味では、立法府に残っている人間はしっかりと官僚との関係を断つて、自分たちは断つ、そのためには、それをサポートする仕組み、そのためのシンクタンク、こういう考えにならなくちゃいけないと私は思うんですが、これも、お二人から、この考えについて御意見を賜りたいと思います。

○大田国務大臣 おっしゃるように、そこは、シンクタンクもまた覚悟を持って政策研究をし、発表していくことが大事だというふうに思っています。その際の基盤が必要であるということもそのとおりだと思います。

ただ、例えば税で申し上げますと、一律にシンクタンクに税制上の優遇措置を講ずるといっても、これはまた問題があるんだらう。今、新公益法人制度の中で寄附金の優遇措置の見直しが行われていると承知しておりますが、シンクタンクもまたその対象の中に含まれるのかなというふうを考えております。

重要なことは、基盤というときに、何らかの補助金であつたり一律的な優遇ということだけではなくて、先生がおっしゃる政策のマーケットができて、質の高い研究に対してはきちんと対価が払われる形で、研究の意見交換といいますが、マーケットの中での議論が行われていくことが必要なんだらうと思います。そのときに不可欠なのは、これも先生がおっしゃったように、人材がやはりそこにネットワークとしてプールされていることです。したがって、大学、シンクタンク、議会、政府関係者、こういうものがネットワークされていく、そこにマーケットが出てくるような状態を目指していかなくてはならない。

これは、伊藤先生もそういう場合をNIRAを通してつくりたいということもおっしゃっていますので、少々時間はかかるのかも知れませんが、その方向に向かつて進んでいくのではないかと期待しております。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

○伊藤参考人 今おっしゃった話の中のいわゆる政策について、いろいろなものを投げていく、あるいはそれを受けていろいろなことをやるという、ある種、鶏と卵みたいなところがありまして、しっかりと受けられるところがあれば、そういうところに向かつていろいろなニーズが発信されるし、逆に、そういうことを求める力があつて初めて、そういう研究というのが広がっていくと思えますので、日本では今後そういうことが非常に重要だらうというふうに思っています。

委員は、立法と行政の関係でお話しになったわけですが、あるいはもともと広く、国民一般の人たちの政策に対するいわばニーズも多いわけですから、いろいろなところからやはり政策の問題について掘り下げるニーズがあつて、それを受けるものが必要であらうと思います。

NIRAも、そういう中で一役を担う方向に行きたいというふうに思っております、いみじくも問屋の例を出されたんですけれども、こういう

問題についてどういうふう考えたらいいかとか、こういう問題についてだれを頼って議論をやつたらいいかということも投げられたときに、NIRAの中には恐らくそれにすぐ答えるだけの人材はないにしても、常に、例えばこの人とこの人を集めて研究会を開けばいろいろな成果が出てくるんじゃないだろうかというふうな、そういう人材の結集点みたいなものというのは、日本の今のシンクタンクの中に欠けている部分なんだと思いますので、そういうものをNIRAも重要な機能の一つとして持つていければいいなというふうに思っております。

○市村委員 今、大田大臣の方のお話の中に、一律にシンクタンクに税制優遇措置を与えていいものかという御発言があつたと思います。私はそれはもつと与えていいと思つています。ただ、やはりフェアに。だから、あのシンクタンクにはあつてもこつちのシンクタンクにないではなくて、フェアに全部与える。その部分で競争するんではなくて、差をつけるんではなくて、後は、まさにそのシンクタンクがどういうサービスを提供するかいかなんですね。

結局、いいサービスを提供したところには人も金も集まつてくる、こういう仕組みをつくらなくちゃいけない、こう思つておられるわけですね。だから、幾つもの案も出てきていいんです。それが全部うまくいくとは、もちろんうまくいきませんが、そんな簡単には。ただ、そうやって競争が起こることによって、やはり、あそこ負けちゃいけない、こういうことで一生懸命頑張るわけですね。そして、いいね、いい政策をつくつてくるねという話になると、お金も人もそこに寄りたい、やはりNIRAに行きたいなど。

さつきも議論がありましたけれども、NIRAに行つたらその後のキャリアが、キャリアアップにつながる、NIRAにいらつちやつたんですか、では、ぜひとも今度はうちに来てくださいます、こういう形になっていくんだと思います。ただ、そのためには、やはりNIRA一つだけ

では僕はなかなか難しいと思うんですね。だから、いろいろなところが幅広く、自分はシンクタンクがやりたいといったときに、手を挙げて、そしてまず設立する、後は競争によって淘汰されていく。

僕は、この仕組みの方があり得べき姿だと思つておられるんですね。あなたの方には税制優遇措置を与えますよ、こつちはちよつと与えませんが、という、では何でそこを切り分けるのかという、非常に難しいんです。あなたはだめ、こつちはいいというふうになると。結局、それよりも、まさにマーケットが決まればいいんですね。あとは努力次第です。マーケットが決まればいいと私は思っています。大臣、どうでしょうか。私のこの意見について、またお考えを聞かせていただければと思います。

○大田国務大臣 マーケットの中ですぐれたシンクタンクが伸びていく、こつちは大賛成ですけれども、入り口のところで一律に優遇措置を与えるのがいいかどうかは、もう少ししばらく落ちついて考えてみたいと思います。

○市村委員 また、伊藤理事長からアメリカの例も出されたんですが、まさにそれは一律なんですよ。別に、ブルッキングスにはよくてアメリカン・エンタープライズはだめと言つておられるわけですね。政権交代が起こつて、民主党が勝つたから、ブルッキングスだけ税制優遇を与えてアメリカン・エンタープライズはだめだとか、共和党が勝つたから、アメリカン・エンタープライズには税制優遇を与えるけれどもブルッキングスはだめよ、これはないわけですね。こういうことはないわけですね。

だから、やはりどうしても、これはいい、あれはだめとなると、結局そういうところが出てくるんですね。そういうところが出てきます。あいつは憎たらしい、あいつの政策のおかげで私たちは負けたとか、こうなると、これは全然だめな話であつて、やはりフェアに、中立に、独立ということをやさきおつちやいましたけれども、まさに

独立でなくちゃならないんです、そういうものから。そういう圧力、勢力から独立でなくちゃいけない。そうすると、制度はフェアに、みんな同じ土壌、同じ基盤に乗っかって闘う。あとは、その基盤の上で一生懸命いいサービスを提供するかどうか。

ここじゃないと、やはり僕は、シンクタンクも発展しない、NIRA一個ではなかなか難しい、こう思うわけですね。いかがでしょうか。考えていただけるという話だったので、もう一度、一言だけお願いします。

○大田国務大臣 全体がフェアで、恣意的な判断でこちらは優遇する、こちらは優遇しないというのは、これは税制上あつてはいけないことですけれども、やはり懸念されますのは、シンクタンクという名前を使って税制上の優遇を得ようとするところをどう排除するのか。

つまり、本来のシンクタンクではないのに優遇措置を得ようとする存在というのをうまく排除できるかどうかといったような問題が一方であろうかと思いますが、引き続き検討したいと思えます。

○市村委員 そこで、しつこいようだけれども、結局、これはシンクタンクだけれども、こっちはシンクタンクじゃないものが入ってきそうだというのが、実はこれがなかなか難しいんです。何をもうってシンクタンクなのかということですね。

そうすると、やはりどうしても恣意性がそこに入ってくるんですね。入ってくるんですよ、恣意性が。これはいい、これはだめ、そのときの基準が、ひよつとして、どこかの神様がいて、客観的に、これはすばらしいからと言えればいいんですけども、なかなか人間の中はそういうものじゃなくて、絶対恣意性が入ってくるんですね。

そうすると、いろいろな理由がついて、これは、表立ってだめとは言いませんよ、ちゃんともしっかり理屈をつくるわけです。でも、その心は実は、あいつが気に入らないからおれはや

めだ、私は絶対やらない、こういうことだつて入ってくるわけです。そんなことをあからさまに言う人はいませんけれども、一応、表向きは、もっともらしい理屈、理由をつけてやる。

だから、きょうずっと申し上げているように、やはり基盤が必要だというのは、そのことを申し上げていくわけですね、そういうことも含めて。シンクタンクだけじゃありません、NPO一般、シンクタンクは今後NPOですから、だから、やはり非営利・独立型のシンクタンクが必要なので。

もちろん、政府系のシンクタンクはあつてもいいんですよ。しかし、NIRAは、最初にお聞きしたように、現状維持じゃない、つまり政府系シンクタンクをやめるんだと。私は、あつてもいいと思っているんですよ。政府系シンクタンクも幾つかなくちゃならない、あつてもいいと思います。が、あえてNIRAは、政府系シンクタンクから財団法人になる、官から民に行くんだということを決断されたわけですから。

そういう思いなら、民の中で闘うということの中で、そのときにまずNIRAがやってほしいのは、NIRAも含めて、自分たちがよって立つ基盤は大丈夫なのか、これで大丈夫なのか、実はこれは重要な話なんです、この部分。自分たちがよって立つ基盤は本当にちゃんとあるのかというのを本日は研究していただきたいぐらいの思いであります。

それがないと、恐らく、NIRAだけは、伊藤先生がいらっしゃる間にもお金も集まらず、何となく、いいねNIRAとなるかもしれないが、将来的にどうなのか。伊藤先生がもし理事長を離れたときに、もういいやという感じになっちゃったらこれはだめなわけでありまして、やはりその基盤づくりがどうしても、どうしても必要なんです。

大田大臣には、これはぜひとも御理解いただきたい。ぜひとも、そういう基盤づくりのために、せっかくNIRAを民に持つていくんですから、

その基盤づくりのことをもつと政府部内でも御議論いただきたいと思うわけでありますが、いかがでございますか。

○大田国務大臣 大変貴重な議論、ありがとうございます。

今先生がおっしゃったような問題点があるからこそ、つまり、恣意的ではいけない、フェアでなくてはいけない、一方で、私が申し上げたように、そのときに何らかの、不正とまでは言いませんけれども、やはり税が正しく使われないというようなことがあつてもいけない、だからこそ新公益法人制度の議論がしっかりと行われているんだと思います。私もその観点から検討してまいりたいと思います。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕

○市村委員 まさに今大臣が税制のことをおっしゃつていただきましたが、やはり税制の部分でしっかりと手当てしていかないと難しいんです。そのときに、日本とアメリカの違いを一つだけ申し上げますと、日本は、いわゆる増進並みのステータスを持ったNPOは千に満たません。これは伊藤理事長もまた大田大臣も御存じだと思いますが、アメリカは百万団体を超えているんです。百万を超えれば、それはとても悪くないやつもあるわけです。でも、それでもいいんだと。つまり、いいものがたくさん出てくる。

つまり、全部が全部選べないんですね。これはいいから税制優遇措置というのは、それは日本がやってきたことなんです。それがうまくいったんですかということをお話し上げたいんですね。うまくいっていないんです、これは。結局、恣意的に官に近いところにそういうものが与えられてきたということ、それが天下り先になつていくということ、今議論もされていますけれども。

だから、この話はもう無理なんです。やはりこれはフェアな制度にして、みんなが同じ基盤に乗れるんだ、その基盤の中で闘っていくんだ、ある意味ではみんなが税制優遇措置を得られる、寄附優遇も得られるんだと。

僕は、日本だつて数十万団体ぐらい出てもいいと思います。その中で、もちろん悪いやつもいると思います。これを悪用する人もいると思います。しかし、だから何だというふうには私は思いません。営利企業だつて悪用されているじゃないですか。政府だつて悪用されているじゃないですか。何で非営利法人だけ、NPOだけこんな厳しい縛りかけられなくちゃいけないのか、これが不思議なんです。

悪い人は出てくるんです。悪用する人は出てくるんです。だからだめだと言っちゃだめなんです。そうじゃなくて、やはり民の公のセクターをしつかりと日本に根づかせていくという制度づくり、実はその先頭に立つていた、だかなくちゃいけないのが、本当は、NPOである、非営利・独立型であるシンクタンクなんです。ここがない。ポリシールタナティブが出てこない。だれもそれを求めない。だから今こうなっているんです。国会で議論が全然深まらない。それで、何かわけのわからぬ強行採決や、きょうもありましたけれども、何かいろいろ戦術が出てくるわけですね。

はつきり言つて、議論じゃないですよ、これは。でも、今ないから、結局そういうところに落ちついてやうですね。立法府も、結局そういうところで何かどたばたしなければ動かないという話になつてしまつていまして。本来そうじゃないんですよ。立法府はもつと真剣な議論をしないといけないところなんです、こっちは。しかし、それが現実的な基盤がないんですよ。だからいかぬということ。

僕は、安倍内閣というのは、まさに小泉内閣からの民営化というものを引き継がれていると思います。僕はこれは賛成です。ただ、いつも申し上げているように、民営化の方向性が、小泉民営化イコール株式会社化だつたからだめなんです。民営化は二つあるんです。株式会社とNPOなんです。このNPOの基盤がないから、全部イコール株式会社になつて、どんどん失敗していつてい

護事業、あれは本当はNPOがいいですよ。結局あなるんですよ。僕はずっとそれを指摘してきましたよ。でも、この国ではなかなかこれが受け入れられない。

だから、この覚悟なんですよ。これをちゃんと変えるという覚悟がない限り、幾らシンクタンクをつくったって、この基盤が変わらない限りは、結局、その基盤の中でうごめく、ちよつと格好いい、ちよつといいシンクタンクが生まれてくる。

伊藤先生だから、何とかその辺はきちつとバリアをつくっていただいて、ちゃんと民の思いでやっていただけたら僕は思いますが、しかし、せいぜいNIRAだけで終わってしまうのではないかと思います。これではやはりちゃんとした日本の基盤にならない、立法府も育たない、官も育たないということになってくるわけですね。

だから、僕は、これは覚悟を持ってほしいんです。根本的な基盤づくりから考えていくという覚悟を持たなければいけない。せつかくNIRAが政府系から民間に変わるのであれば、それぐらいの覚悟を持ってやっていただきたいと思ってるわけですが、また大臣と伊藤理事長から一言ずついただければと思います。

○大田国務大臣 最近、NPO型の非常にすぐれたシンクタンクが少ずつ出てきております。これがしつかり広がっていくことが、日本の政策の厚みをもたらす上で重要だと考えています。

そのときに、では、そういうシンクタンクの税のあり方がどうあればいいのか。きょうは先生から大変貴重な御指摘をいただきました。この御指摘を踏まえて、私も検討してまいりたいと思います。

○伊藤参考人 今の先生の発言、大変同感するところがいっぱいありまして、私としては、とりあえずNIRAという場で、いわゆる民の組織が公的な部門について何かいろいろうまくやれる、そういう実例をつくっていききたいというふうに思っています。それ以上の大したことができるかどうか

かわかりませんけれども。

ただ、それとは別に、今おっしゃった、いわゆる官と民のうちの民の部分が公と私のうちの公的な部分についてどういうふうにかかわりがあり得るのかというところが非常に重要な政策課題です。それから、民営化が実現した暁には、そういう問題意識をまたぜひお持ち込みいただければ、我々の方でも、そういうことを考える例えば研究会を立てることも、その時点でまた考えさせていただいてもいいかな。今の時点では、私も個人的にその点は非常に重要な問題であるというふうには問題を共感しておりますので、ぜひまたいろいろ議論させていただければというふうに思います。

○市村委員 ぜひとも僕はこのことをやっていただきたいと思います。

私自身は、そういった民の公のセクターの基盤づくりの法律、非営利法人法をつくっているんですね。また、あと同時にシンクタンク法案というものも議員立法でつくりたいと思ってる、実は今つくっています。やはり基盤づくりと、ではその基盤ができたときに何ができるの、非営利法人法をつくったなら何ができるのというときに、私は、頭の中に常にあるのがシンクタンクであり、一つは、助成財団であるコミュニティ財団法を考えています。具体的に見せなくちゃいけませんから、では何ができるんですか、非営利法人法、NPO法をつくったら、ほんまもんのNPO法ですよ、それをつくって何ができるのというときに、僕は常に、シンクタンクとコミュニティ財団を含む助成財団の大切さというものをずっと思っているものですから、これをやろうと思っています。

だから、ぜひとも、こういうものが本場に立法府でしつかり議論されて制度になっていくような後押しを、そういうポリシールオルタナティブを考えていただくシンクタンクを真つ先に本場は手がけていただきたい。伊藤理事長からお話いただきましたので、ぜひともそういう研究会とかを立ち上げるときは私もメンバーにさせていただいて、やはり政治家との結びつきをこれから深めていた

だかないといけませんので、ぜひともそういったディスカッションの輪に入れていただきたいと思わなければなりません。

あともう少しありますので、もう少し質問させていただきます。覚悟の部分でもうちよつとお聞きしたいのは、今後は政府系のシンクタンクから民間のシンクタンクになるということは、やはり政府につらいことも言っていかなければならないと私は思うわけですが、その部分については当然だと覚悟をお持ちかどうか、大臣からお願いいたします。

○大田国務大臣 財団法人になりますと、これはもう民間法人ですので、個々の事業を法令で縛るというところもありませんし、財団法人にする本當の趣旨というのは、やはり自主的な立場で代替的な政策提言もできるようなシンクタンクになってもらうということですので、政府の見解に反するような、政府の見解と異なるような提言が出てくるということも当然のことだろうと思います。

○市村委員 あと、やはり研究員のあり方が重要だと思えます。アメリカのシンクタンクだけでなくNPOを見ますと、特にシンクタンク系のNPOだと、大体昼間、オフィスには人がいないです。夜中、キーボードをたたいているというのが普通であつて、実はアメリカというのは、割と何かみんなアフターファイブは楽しんでるんだらうというようなイメージがありますけれども、そうでもないんですね。結構、働いている人は働いているんです。夜中もオフィスの中ではつばつばたたいいて、朝までたたいているとか、昼まで研究、いろいろなところに出かけていって、まさに現地、現場に行つていろいろな情報を仕入れてきているというふうな姿が見受けられるのですが、やはり日本のシンクタンクというのは、何かオフィスにいななくちゃいけないような雰囲気もなきにしもあらずなんです、これまでの雰囲気を見ていると。

どうでしょうか、その辺の研究員のあり方とい

うのは、やはりオフィスにいて何か読んでおけという話なのか、それとも、やはりどんどん出ていって、成果を見せる、成果を見せない、もうさよならよという形にされるのか、それとも、オフィスに九時―五時ちゃんといれば、彼は頑張っているからそれでいいというふうな考え方なのか。これはちよつと理事長の方からお聞かせいただきたいと思っています。

○伊藤参考人 実際に、NIRAのような組織をこれから運営していくとなると、多分、二つのタイプの仕事に大きく分けられると思うんですね。一つは、やはり外部といるような連携をやるわけですから、いわゆるロジを設定するとか、いろいろなことを運営する。これは恐らく、やはりある程度、ある決まった時間になきやいけない、そういう人材が一方で必要なことは間違いない、しかし、そういう人材の中にも、シンクタンクですから、単に普通の事務的な時間調整をやるだけじゃなくて、やはり多少、中身に入った能力が求められる部分はありますから、いわゆる研究員という名前がついていても、時間に縛られる人はいると思います。

ただ、他方で、あるプロジェクトを持っていけるようなことをやる、自分自身も研究にかかわってくるということであると、まさに委員がおっしゃっているように、プロセスよりは結果で評価されるということですから、結果をしつかり出す限りにおいては、例えば仕事の時間をフレックスにするとか、そういうことは十分考えられると思いますので、そこら辺はうまく組織の中を使い分けてやればというふうに考えております。

○市村委員 時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきます。

本場にありがとうございました。

○河本委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木隆博でございます。

きょうは、総合研究開発機構と言うと舌をかみそうですので、NIRA法についてお伺いをさせ

ていただきます。三人目なものですから少しダブリますけれども、そこは御勘弁をいただきたいというふうに思います。

認可法人NIRAの評価と財団法人NIRAの役割ということについて、まず最初にお伺いをしたいというふうに思います。

○大田国務大臣 まず、認可法人としてのこれまでのNIRAですけれども、設立以来、内外の研究者ですとか研究機関の協力を得まして、千二十四件の研究開発プロジェクトを実施し、約千四百点の出版物を刊行し、シンポジウムやフォーラムなどを開催し、内外の研究機関、研究者とのネットワーク形成というのを行ってまいりました。こういう研究実績の中には、専門性が非常に高く重要な政策課題の解明に貢献したというものが少なくありません。

一つ二つ例を申し上げますと、平成十六年四月に、人口減少と総合国力という研究報告書を出しました。これは少子化問題というのを国家的な危機というふうにとらえまして、少子化抑制戦略、それから人口減少適応戦略という二つの基本戦略を提言しております。これがその翌年、平成十七年四月に経済財政諮問会議が日本二十一世紀ビジョンというのを取りまとめましたけれども、このときにも随分参考にされました。

もう一つ例を挙げますと、平成十七年四月に、「広域地方府システム」の提言 国・地域の再生に向けて」という提言を出しておりますが、これは地方制度調査会が道州制のあり方を検討する際に参考にされております。そういうわけで、幾つか非常に重要な政策に、ある方向性を与える提言をしてきていると思います。

ただ、これまで、認可法人ということもありまして、PRが不十分であったということはやはり反省しなくてはいいかと思えます。これから、財団法人になって、より自主的に時代に応じた研究テーマを設定し、独立した研究を行う。そして、それを国民にしっかりとPRしていくということがますますなされるというふうに期待しております。

おります。

○佐々木隆委員 私も地方で議員をやっていた経験がありまして、地方で長期計画なんかをつくる時にも、時々NIRAの提言などというものを非常に参考にさせていただきなからやってきた経験がありまして、そういう意味では、設立から三十三年ぐらいたっているんでしょか、私は、NIRAのこれまでの活動について評価はしているつもりです。これから先はまだ評価ができるわけではありせんけれども。

それで、特殊法人改革の最後の課題といいますが、ある種のシンボルでもあったというふうなふうに思われるんですが、あり方に関する懇談会なんかの報告を読んでいると、時々こういう言葉が出てくるんです。「中立的な立場から公共政策の分析・評価に基づく代替的政策案の研究を担う国際的視野を持つ公的なシンクタンクの果たす役割が極めて重要である」と。

中立、公共、代替的、公的、どの言葉も間違っているとは思いますが、余りいいことをたくさん並べたがゆえに、先ほどNIRAの特色が今まで出なかったというのは、ある種、私はそこに原因があるのではないかとこのように思っています。中立から公共から代替から、今使われているような言葉を全部並べて、確かに重要な役割を担ってきたというふうには思いますが、逆に関心を非常に薄くしてしまったのではないかなと思うんですね。

まず、そのことについてのお考えを伺いたいというふうに思います。

○伊藤参考人 中立的とか公的とか代替的というのは、いろいろな見方があると思うんですが、やはりNIRAが財団法人になった場合には、自主的な立場から、何が政策上の課題なのか、克服するべき問題は何なのかということを広く国民に情報提供することがすごく大事だと思っているんです。

ちよつと私の大学の教師としての経験を申し上げさせていただきますと、学生に答えを出すより

も、問題を出すことの方が難しいし、大事だと思うんですね。何が問題なのか、どこに問題があるのかということ提起して示すということがすごく大事で、答えは恐らく、その方々の主義主張、とかいろいろなことによって、立場によって当然違うものがあるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、NIRAとしては、政策で何が問題なのか、課題とする問題は何なのか、あるいは、その背景にあるいろいろな事実を見たときにどういう制約があるのかということをする。だけれど、中立的という中には恐らく科学的という意味も含まれると思いますけれども、そういうことができれば、その上で、分析して政策提案をするときには、できるだけいろいろな代替案を出したいというふうに考えております。

私が理事長になりましたから、例えば、政策レビューというのをほぼ月に一遍ぐらいのペースで出してございまして、あそこでも非常に意識しているのは、例えば農業の問題一つとりましても、いろいろな立場の方がいらつしやるわけですよ。ですから、なるべく異なった立場の方を両方出していただいて、それからさらに言えば、若い研究者の方、そういう立場を超えたもうちよつと一般的なデータの整理をしていただいて、その上で、読んでいただく方あるいは見ていただく方にいろいろ判断していただく。

やはりそういうことをやるのがシンクタンクの一つの大きな役割なのかな。それが恐らく、中立的とかあるいは代替的ということの一つだと思っております。

○佐々木隆委員 そこで大臣、ちよつと今、同僚連で伺いたいんですが、それは今度の新しい組織形態になったときにはどうなるんでしょうか。今のその中立的とかいうシンボリックに言われていた分野というのは、組織形態が変わることによって変わるものなのか、変わらないものなのか、あるいは、どこかの部分が強くなったり、弱くなったりするものなのかということについて、お伺いしたいと思います。

○大田国務大臣 基本的にどういうスタンスで研究を行うかという点は変わりませんけれども、これまで認可法人のものとしては、事業計画ですとか予算、あるいは役員を選定といったものに国の事前関与がございました。これが財団法人になりますと、事前の関与はなくなりますので、より自主性を発揮して研究テーマを設定し、独立して研究を行うということが可能になるというふうに考えております。

○佐々木隆委員 そこで、幾つかお伺いしたいんですが、今言っていたように、例えば、国の関与が薄まるのは間違いなく薄まるんだと思うんですが、今まで関与されていて、それほど不自由というふうには、いや、私は改革そのものを否定しているわけじゃないんですけれども、不自由だったのかどうなのかというのがどうも僕にはちよつとびんごないんです。NIRAの今までの研究成果を見ていると、そんなに何か制約を受けて研究していたというふうにも思えないです。し、それなりの成果も上げてきているというふうな制約が現実には今まであって、非常に不自由だったのかどうなのかということについては、いかがでしょうか。

○大田国務大臣 確かに御指摘のように、それほど不自由だったということではないと思います。ただ、今回の改革では、設立の原点に返って、今NIRAに何が求められているのかということを考えて直してみました。そのときに、NIRAが一つの大い仕事にできていた、民間のシンクタンクを育成していく、この仕事については、もうおおむねその目的を達成しているということ、これは外しておきます。

本来の研究業務のあり方というものを考えましたときに、これまでそれほど大きい制約があったとは思いませんけれども、これからのあり方として、さらに自主性を高め、それから、欠点、だというふうには先ほど申し上げたこれまでPR不足で

論していて申し上げているのは、これからNIRAがやるときの一つの大きなキーワードは、フロアからストックへということがあるのかなど。つまり、その時々政策問題、課題に取り組むというだけじゃなくて、例えば地方で成功しているケースをいっぱい集めるような、要するにストックでいろいろなものを蓄積していった、それがいろいろなところで使ってもらえるような基盤にならなければならないというふうに考えております。中立性をどこまでやるかというのが大変な問題であるということはよくわかっておりますけれども、できるだけそこら辺をうまく、きちっと整理しながら考えていきたいと思っております。

○大田国務大臣 中立性とは何かというのは、大変難しい、おこがましい言い方ですが本心に鋭い御指摘だというふうに思います。

研究ということをとりますと、研究者の良心としての中立性というのがあるんだと思いますが、シンクタンクで、先ほどNIRAに関して私が中立性あるいは独立性と申し上げているのは、自主的であるということ、そこは、企業であれ政府であれ、どこかのひもつきではないということがありますし、委託者の意向を反映しておのずと結論が決まったような形で委託研究の成果を出すというふうなことはないという意味で自主的であり独立性を持っているという意味で、シンクタンクの中立性というのには必要なのではないかと考えております。

○佐々木隆委員 これはちよつと理屈っぽくなりますのでこれ以上やりませんけれども、私は、別に中立でなくてもいいんだと思うんですよ。

代替的な案が多様にあつて、その中から、こういう案もこういう案もあるけれども今はこつただといつたら、これは中立でなくなるんですけれども、それでいいんだと思うんですね。成熟した民主主義ともい言うのであれば、あるいは、シンクタンクもたくさん出てきて、NIRAが引つ張ってきた役割は一応そこは果たしてきたんだ、成熟した社会、だという認識に立つのであれば、私は、

あえて中立ということに余りこだわらなければならない。かえって、このことによつてNIRAの存在価値を薄めてしまつていくのではないかとこのうに思つたものですか。何回か中立という言葉が出てくるものですか、多様性というのならわかるし、代替案を出すというのはそれはそれで十分にわかるんですけれども。

これは行政用語だと思ふんですよ。役人は中立でなきゃいけない。日本は役人天国なものですから、どうしても、どこにでも中立という言葉を使いたがるんですけれども、政治主導とせつかく大臣がおつしやつたんですから、せつかく民間になるわけですから、余りそういうことにこだわらなければならないのではないかな。時間がなくなりますので答弁は別に求めませんが。

もう一つは、このシンクタンクがこれから果たすべき役割、資質として、三つ挙げられておりました。先ほど来理事長から答弁いただいたお中にも出てくるんですが、一つは専門性、もう一つは財務と人事の独立性、もう一つは情報発信力というふうに言われているんですが、職員が今三十三人、ほとんどが出身と派遣、そして貸付期間は八年間で返済という中で、この三つの資質というものをどう確保していくのか。どうもちよつとイメージがわきづらいんですけれども、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○伊藤参考人 御指摘の中の財務と人事の独立性ということをございますけれども、これまでのような認可法人であれば、例えば予算、事業計画、あるいは役員の選任等に当たつて主務大臣の認可を受けることになっております。ですから、そういう意味でかなり縛られていくわけですから、そういうも、財団法人になりますと、こうした政府による事前の関与は廃止されるわけですから、そういう意味では随分変わるのかなと。

それから、専門性とか情報発信の向上ということについては、認可法人にもそれなりの強みがあると思ひますし、財団法人にもそれなりの強みがあると思ひますけれども、今回、財団法人化する

という、ある意味でいうと組織にとつて大きな事件という変化であるわけですから、それを一つのいわばきつかけとして、いろいろこれまでやってきたことをもう一回全部見直して、やれる部分というのはあるだろうと思ひます。

例えば専門性というの、裏を返せば、やることの選択と集中ということもあるわけですから、組織が小さければ、それなりに、むしろどこかに集中させながら成果を出していくということもございます。それから、これは文部科学関係の委員会ではございませうけれども、私のように大学で研究していると、もつとずつと乏しい予算の中でいろいろなことをやつてきたものですから、いろいろできることはあるなというのが個人的な印象でございます。

そういう意味では、もちろん、予算や人材は多ければ多いほど実際に運営する側から見ればありがたいことですが、これからの財団法人化するNIRAの中でもやれることはいろいろあるのではないだろうかというふうに思つております。

○大田国務大臣 伊藤先生は御自分のゼミでも本を何冊か出しておられますので、伊藤先生のリーダーシップのもとで、すぐれた研究がこれからもなされると思ひます。

やはり陣容は小さくても、そこがネットワークをしっかりとつていく。例えば、先生は北海道でいらつしやいます、北海道にも二十一世紀研究所ですとか未来研究所とか、幾つか研究所があつて、そういうところと連携をとるということ、例えば北海道の経済についての研究もできるんだらうと思ひます。そういうところと連携すること、北海道がこれまで経験してきた地域活性化の事例ですぐれたものがあつたら、なぜそこがすぐれたかというふうなケースもたまつていくだろうと思ひます。

やり方によつてと言うと月並みな言い方になるんですが、ネットワークをつくり、そして

場も提供するというところで、スタンスをしつかりとさせたい研究ができるのではないかと期待しております。

○佐々木隆委員 その話はまた後ほど、もう少しお伺いをしたいというふうに思ひます。

話が少し違つてくるのかも知れないんですが、でも、今の日本の行政というところは、いわゆるプラン・ドゥー・シーという言葉がありますが、企画、そして発注という事業実施といひますが、それと監督、この三つの機能を全部行政が持つていらっしゃるんですね。私はよく言うんですが、自分で企画して、自分で発注して、自分で監督して、これで悪いことをやるという方が無理だと僕は言つていらっしゃるんですが、そんな三つの大きな権限のうちの三つとも行政が持つていらっしゃるというのは、世界に余り例がないのではないかと思ふんですね。企画の部分でどこか外へ行つていくか、あるいは発注の組織が外側にあるか、チェックする機関が、第三者機関といひますか半官半民みたいなところのゆだねているとか、例えば、学校に星印をつけるというアメリカのような場合なんかもそうですけれども。

その中で、このNIRAのようなシンクタンクが果たしてきている役割というのは、これから先を考えたときにやはり非常に大きいと思ふんですが、先ほど市村議員も言つていたように、今大きなところが一つしかないと思ふとすれば、これはなかなか競争原理が働かないのかもしれないが、この行政システムそのものをやはり直していかなければならないというふうな思ふんです。

成熟した社会の中でという前提で、民間も育つてきた、能力を競うというところに入つていつた、そういう時代背景の中でNIRAを財団にする必然性というのは一体何だったのかなというの、ちよつとよく、まだびんときていないんですが、大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○大田国務大臣 御指摘のPDCAのサイクルが、考え方として日本の役所にもだんだん浸透してきたように思ひます。

その中で、特にチェックという部分で、これは本当に専門的な事前評価、事後評価というものが必要であるし、さらにはPの部分、企画を立てるところでも、専門的なシンクタンクの提言を参考にするということはもともとあっていいんだらうと思います。

ただ、チェックのところ、今それができるようなシンクタンクがどれぐらいあるかといいますと、非常に少ないのが実情で、まずは、しっかりと分析して本格的に研究、提言しているところが少ないということもありますし、やはり政策の評価というのは、そのプロセスをよくわかって、政策形成というプロセスまで含めての評価でなきゃいけないんだらうと思います。政策というでき上がったものだけではなく、プロセスも含めて評価するということが必要なんだらうというふうに思います。

そういう意味でいいますと、NIRAがこれまでつくってきた、認可法人として政府の中に非常に近いところであって培ってきたノウハウというのは、政策形成プロセスまで含めての研究実績というものがあつてから、ここで財団になって、さらに自由に、今度は政府からちよつと独立した形で、政府から独立した民間としてテーマ設定を行って、より独立した立場で評価を提言すること、評価を発表するということは、非常に重要なことなのではないかと考えています。

○佐々木隆委員 これは質問になるかどうかわかりませんが、理事長にぜひ伺いたいと思います。

たしか、NIRAでも評価基準みたいなものを少しづつ始めたのかつづいたのか、したはずですよ。やはり評価基準というものの、先ほど、これからのNIRAの役割として、国民にも少しPRできるものにしていきたいというお話がありました。要するに、公開された評価基準というものがないといけないんだと思うんです。

今、評価基準というのは一応行政の中にありますけれども、行政の極めて、僕らが見てもちよつ

と難しいというような評価基準ではなくて、国民のそれが見てもわかるような評価基準、しかも公開されるようなもの。ヨーロッパの、フランスとかの例だつたと思うんですが、赤と黄色と青の三つのどれかをつける、だめであれば赤、そういう三段階の基準をつけるというところもあつて、これは国民に公開されているらしいんです。やはり評価基準というものもつくらなければいけない。

今大臣からもお話があつたんですが、そのときに、大分変わつてきているとは思ふんですが、今の評価の仕方がアウトプット方式であつて、アウトカム方式じゃないんです。今までは、目に見える、先生の先ほどの言葉でいえばフローされた部分は評価されるんですけども、目的とか趣旨とかというもののついて今の事業がどうだったんだという評価が成熟しているとは、まだちよつと思えないんですが、たしかそういうことも手がけられてきた理事長として、お考えをいただければというふうに思います。

○伊藤参考人 私、昨年二月からNIRAの理事長になりました。正直、この新しい組織改革の中でいろいろなことをどうやってやるかと考えてきたものですから、過去のNIRAの評価基準との違いとかそういうのをきちんとわかつているわけじゃございませんけれども、今でもNIRAは、個別の成果については内部あるいは外部の評価を受けておりまして、その基本的な姿勢はそのまま今後も続けていくべきだと思ふんです。

ただ、財団法人移行になりましたときに、もう一回その時点で、どういう形で評価をしたらいいか、それは、例えば今まさに委員がおっしゃったようなことも含めて、考えていかなきゃいけないと思つておりまして、二つの違った評価の仕組み、チェックの仕組みがあると思ふんです。

一つは、個別のプロジェクトについてどういふふうにそれを評価するか、途中成果とか結果とかということ。もう一つは、NIRAの組織そのもののあり方みたいなものについてきちつと中立的

なところから御意見をいただく。そういう意味で、組織形態を考えると、こういう名前になるかわかりませんが、ある種の諮問委員会あるいは評価委員会みたいなものが多分必要だろうというふうには思つておりますけれども、そこら辺をどういふふうにつくつたらいいかということとは、これからもう少し検討していきたいというふうに思つています。

○佐々木隆委員 時間がなくなつてきましたので、先ほど大臣からお答えいただいた地域というところについて、残りの時間、少し議論をさせていただきます。いまだきたいというふうに思います。

まず最初に、これまで地域研究交流事業という事業で取り組んできたわけでありまして、海外等を含めて三つの役割というふうなお話がさつきありましたが、その中の一つである地域研究交流事業。今日までNIRAの果たしてきた役割というのには私は非常に評価しているんですけども、これについてまずお伺いをしたいというふうに思います。

○大田国務大臣 この地域交流事業で、これまで、例えば地方自治体と共同研究をしたり、あるいは、都市自治体が共通の手法を利用した行政評価を行つて情報交換や議論をする場として都市行政評価ネットワーク会議を運営している。それから十九年度からは、広くケーススタディの収集、蓄積というのを行つてきております。

この中で、地方を全体として、つまり成功経験を情報交換しながら全体をよくしていく、全体の活力につなげていくという意味では、大変重要な仕事だというふうに思つております。

最近、地方にも幾つかシンクタンクができておりまして、北海道にも先ほど申し上げた二つ、有名な、知られたシンクタンクがございますが、どのシンクタンクもうまくいっているというわけでもありません、やはり厳しい状態のところもあります。

そこで、NIRAがネットワークの結節点になつて地方のシンクタンクを集めて、共通の基準

を持ちながら、例えば地方活性化のケースを評価していったり成功事例を集めていくということ、今後ますます重要になると思います。伊藤理事長も、地域の研究というのは非常に重要なことで重点課題に挙げられておりますので、今後さらに充実していくというふうに考えています。

○佐々木隆委員 今大臣から御答弁いただいたんですが、本格的な分権時代というものを迎えていくときに、北海道にもシンクタンク協議会が十社ほど、十社というのか十団体というのか、ありますが、それ以外にも、協議会以外のところでも頑張っている人たちが結構いるんですけども、今まではどちらかという都道府県単位が多かつたと思ふんですね、ほかの地域のことは余り詳しくわかりませんけれども、これからやはり市町村単位になつてくると思ふんです。

そのときに、基礎自治体の市町村が直接NIRAと結びついて、あるいはNIRAの助言をいただいたり、そのネットワークの中にどう参加をさせていただくか。先ほどの理事長の言葉をかりれば、場とか人材とかいふところがNIRAと結びついていくということが私はこれから非常に重要な点ではないかなというふうに思ふんですが、その点について理事長のお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○伊藤参考人 都市、市町村が非常に重要であるという御指摘はそのとおりだと思います。

実はNIRAも、都市行政評価ネットワーク会議というものをもう始めて、運営をしておりまして、これは、まず第一には、共通の手法を用いてそれぞれの市町村がいろいろ行政評価をすることができ、お互いにデータを比べることができ、というだけじゃなくて、そういうことを核として定期的に市町村の方に集まつていただいて、いろいろな問題を議論するということまで今来ております。

具体的には、十九年六月現在で七十二市町村が既にここに参加していただきまして、私も何度か

この会合に出席させていただいたんですが、皆さん大変積極的に参加されています。

それで、この先これをどういうふうに広げていくかということは、当然我々これから考えなきゃいけないことだと思うんですけども、せっかくこういう場がありますから、今まさに委員がおっしゃったように、さらにいろいろな情報交換だとか、あるいは問題をみんなで考えるというようなことがその上にできればいいと思います。

これは都市ではなくて都道府県なんですけれども、十八年度には、自治体の方々に参加していただいて、外国人観光客の行動特性と地域における国際観光戦略というプロジェクトをやりまして、これは、実際にそれぞれの都道府県の担当者の方が一番その地域での観光の問題についていろいろな経験もありますし、悩みを持っていらっしゃるわけで、当然、地域の特性によって違いがあるものですから、そういう方々が一緒になってきて、専門家と一緒に考えることによって、私が申し上げるのもおかしいんですけども、なかなかいい、各自治体担当者の方に使ってもらえるようなマニュアルができたんじゃないかと。

こういう手法は当然市町村でも考え得るわけで、そういう形で、地域の方からまたいろいろなお知恵をいただきながら議論していきたいと思えます。

それから、ケースは、もう既に少し始めています、例えば北海道については、まだこれは実験的なんですけども、ニセコのケースについてつくっていただいているわけですけども、こういうものを書ける方というのは、地域でよく物事を知っている方がやはり基本だろうと思うんです。

ですから、九州、北海道、いろいろな地域がありますけれども、それぞれの中でそういうことをやっている人に書いてもらって、成果としては、それが蓄積されて、いろいろな成功事例、失敗事例というケースになるだけじゃなくて、そういうものを書いてもらう段階で、もちろん、今まで我々がおつき合いがあったシンクタンクの方々

にも声をかけますけれども、それ以外にも、こういうことにかかわりのある地域の研究者とかあるいは行政官とか、いろいろな方に参加していただくような仕組みがこれからできていけばというふうに思っております。

○佐々木隆委員 先生の方で都市行政評価ネットワーク会議ですか、私も見せていただいて、七十二、ここで七十一ですが、多分一つふえたんだらうと思いますが、非常にいい取り組みをされているというふうに思います。

ただ、七十二にふえたとはいえ、まだ七十二なわけでありまして。この名前を見ますと、北海道のことしかわかりませんけれども、名前が、だれが頑張っているのかというのが思い浮かぶような都市はそれぞれ入っているわけですが、そうではないところの方がむしろ大変なわけでありまして、ぜひ広めていっていただきたいというふうに思います。

よくこういう言葉があるんですが、専門家によってつくられた役に立たない法律という言葉があるんですが、余り専門的な人たちがばかりが集まって法律をつくると、結果、専門的過ぎて一般の人たちに使い勝手が悪い。そういう意味でいうと、ケースをたくさん集めていただいて、いろいろな事例を集めていただくというのは非常にいいことだというふうに私は思っております。

ぜひそこは進めていただきたいという思いを込めて大臣に、その辺の、これからの地方での取り組み、地方づくりでの取り組みというようなことについてお伺いをしたいと思います。

○大田国務大臣 これまで、地方同士のネットワークというのと、とかく役所を通してのネットワークになってきていたんだと思います。ただ、地域づくりということを考えますと、民間で非常に熱意を持って頑張っておられる方がいて、成功した事例というのは大抵、民間の人が引っ張っていつているケースのように思います。そういうものを全国で横断的に見てみるということが大事なんじゃないか。個々の事例で成功したものをそれ

ぞれ見るのではなくて、横断的に見たときに、何かその成功に至る要因があるのかもしれない、失敗に至る要因があるのかもしれない。

私も、大学で政策研究をしておりまして、ケースを蓄積するということが大変重要であると思っています。一方、日本にはそういうケースの蓄積が非常に少ないというふうに思っております。特に、地方は千八百の自治体があるわけですから、そこでいろいろ取り組んできたものがケースの蓄積として、例えばNIRAという場を集積すれば、これは本当にいい、貴重な財産になると思っております。私も大変期待しております。

○佐々木隆委員 時間が参りましたので終わりますけれども、先ほど理事長からお話がありましたフロアからストックというところでいえば、これなんかはまさにその中に入るのではないかと、いうふうに思いますので、そういった意味でのお取り組みをぜひ期待申し上げたいというふうに思います。

ネットワークのコアとして、あるいはトピックなテーマに対応するということを私は評価はいたします。ただ、気になるのは、先ほども申し上げましたが、手段が目的化しているのではないかと。今やってきた議論は、組織形態と本当は余り直接的に關係のない議論。どうあるべきかという議論と、組織形態を変えたからこのことが解決をするという問題とは、ちよつと違うのではないかと。そういう意味で、手段が目的化するというようなことのないようにぜひお取り組みをいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○河本委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

今回のこの法案というのは、認可法人総合研究開発機構のNIRAを廃止して、総合研究開発機構を認可法人から財団法人に移そうという内容のもので、実はNIRA法を審議した一九七三年の法案審議のときには、日本共産党は、会長とか理事長など役員構成の面では、財界、大企業の方

とか高級官僚の天下りに偏っているという問題を挙げまして、国民のために役立つものとして運営されていない、こういう点を批判して反対した法案でした。

NIRA法の第一条の「目的」には、民主的な運営のもとに、自主的な立場で総合的な研究開発を進めて、成果を公開し、もって国民の福祉の増進に資する、そういう趣旨のことが第一条「目的」で挙げられているわけですが、実際には、時の政府の施策をフォローする内容であって、公共性に欠けているとか、あるいは公共性については疑問符のつくものとかがやはり見られました。

例えば、NIRA型のベンチマーキングモデルという名前で発表した政策提言は、民間企業における経営理念、手法を可能な限り行政現場に導入することを通じて、行政部門の効率化、活性化を図る理論モデルとして知られておりますけれども、しかし、このNPM、ニュー・パブリック・マネジメントと呼ばれる手法は、公共サービスの民間開放、今言いますと市場化テストなどにつながってくるもので、そこには、なるほど、競争してうまくいくという発想もあれば、同時に、規制緩和と利権とか改革利権と言われるようなマイナスの面がいろいろな分野で今出てきて、さまざまな問題を引き起こしたりとか、こういうことも現実には生まれているものでもあります。

また、広域地方府政システムという名で道州制の導入の提言を行っている問題なども、これは国の認可法人として、そういうものであれば設置しておく必要はないという考えですから、今回の法案には、廃止するというものから、私たちは賛成をするものです。

そこで、大臣に最初に伺っておきたいと思うんですが、このNIRAの財団法人化というのは、行政改革の一環として、先ほど来お話をしました二〇〇一年の特殊法人等整理合理化計画でその方向が大体定められたものだと思うんですが、独立行政法人としない財団法人にするわけですね。その理由というのはどこにあるのかということ

り大企業寄りの政策提言を発表するのは、やはり一つは、今の出資金とか寄附金の資金構成の面から、どうしても遠慮がちになってしまうといえますか、金の面で押さえられているという面があるんじゃないかと思うんです。

民間大企業や事業団体からの寄附金が昨年末で約五百八十億円ということですが、その内訳を上位五つの企業、団体について挙げると、それぞれ大体どういふふうになってきますか。

○土肥原政府参考人 民間からの寄附の額でありますが、合計額で、平成十七年度末現在で五十八億程度ということになります。

寄附金額の上位五団体ということですが、その中で、順に挙げますと、電気事業連合会、九億五千万円でございます。二番目が東京銀行協会、八億三千万円。あと三番以下、日本自動車工業会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、こういうふうになってございます。

○吉井委員 五十八億でしたか。

私は、例えば環境政策とか、再生可能エネルギーが原発かというふうなことから、政策研究を進める上で、出資構成といえますか、お金の面で握られているというのは、そこからどれだけ独立して本当に遠慮なく研究できるかということ、同時に、国の目的にかなうものになるかということ、金の面からもきっちり考えなきゃいけないというふうに思うわけです。

そこで理事長に伺いますが、二〇〇二年にNIRAの諮問機関として、我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会、あり方懇談会が設置され、翌年、「公共政策の研究を担うシンクタンクとしてのNIRAのあり方」という報告書が出されておりますが、そこでは、「NIRAはこれまで七百点以上の研究報告書や定期刊行物等を通じて研究成果を情報発信し、政策研究者や政策担当者に少なからず活用されてきた。しかし、一方で研究成果をマスコミがとり上げ、議員に読まれ、海外で話題になった例は少なかつたと言わざるを得ない」という指摘もありました。「対象を

一般市民にまで広げて考えると、NIRAの知名度は決して高いとは言えない」と書かれておるわけですね。

そこで、国の認可法人として、これでは、存在意義が問われていたという言い方はきついかも思えないけれども、私はそう言えなくもないと思うんです。このように、国民への情報発信力が弱いとか、知名度が低かった、それはどういふところに理由があるか。理事長をやつてこられてのお考えというものを伺っておきたいと思うんです。

○伊藤参考人 私は、昨年の二月に理事長に就任する前は、外のいわゆる研究者としてNIRAを見ていたわけですが、これは私の当時の外部の研究者としての非常に個人的な印象ですけれども、大変素晴らしいサポート活動をしていただいて、私の研究なんかでも随分、国際交流研究ということでも助けていただいたんですけれども、一言で言うと、非常に地味な役回りを演じていたのかなと。恐らく、それがNIRAのそもそもの当初の目的なのかもしれません。

私が理事長に就任しまして、今委員が御紹介された報告書なんかも読んで、いろいろ考えてきて、やはりNIRAのこれからのことを考えると、きん幾つか大きなポイントがあるのかなと。

一つは、これまでは、NIRAは研究会を設けて研究を行っていたわけですが、非常に時間がかけていくので、よく言えばじっくり研究するわけですが、結果的には非常に時間がかかって、相当時間が後になってから長い報告書が出てきた。それを、しっかりと認知していただく政策議論を高めるためには、できるだけ、途中経過も含めて、順次わかりやすい形で、短い形で出していくということが非常に重要なかなというふうに思っています。

それから、これは先ほど何人かの委員の方の間でもお話しさせていただいたんですけれども、これからNIRAがどちらに向かつて情報を発信していくかということ考えたときに、先ほど一連の委員の方のお話にもありましたように、やは

りできるだけいろいろな形で政策に対して議論が高まるということが必要であるとする、これまでやってきたことを否定するわけではございませんので、もちろん立法あるいは行政の方々といろいろな議論をする場も必要だと思うのですけれども、同時に、いわゆる一般の国民というんですか、それはテーマによつては地域の市民であったり、あるいはその問題に関心がある研究者、ジャーナリストあるいは行政官等々含めて、そういう非常に広いところに発信できるような形のものをつくっていくかなきゃいけない。一応、私が理事長に就任してから、政策レビュー等々いろいろなものも少し始めたのも、そういうような意図があったということになります。

○吉井委員 私は、地味が悪いとは思っていないんです。近ごろは、自然科学の分野でも、すぐ金になりそうな目先のプロジェクトに飛びついてしまつて、地味で基礎的なものが非常に軽視される傾向にありますから、そのこと自体は私は研究という分野では大事だと思っておりますから、問題は、地味であっても、長期的にこう生きてくるんだとか、どう知られるようになるかという、そこが非常に大事なところじゃないかなと思っております。

次に、人事の面から、最初に少し政府参考人に伺います。

同じ報告書で、「国、地方公共団体及び民間から出向・派遣等された役員が研究及び組織運営の中核を担ってきた。」こうした関係がNIRAの主体性と自己責任の原則を弱め、官庁的な事務手続が研究活動の機動性を損なう面がなかったとは言えない」と指摘していますね。

国、地方公共団体、民間企業から出向、派遣された役員の数を年度別に見てみて、あらかじめいただいた資料を見ますと、一九九八年が、定員四十名の中で国から出ている人が十八名、地方公共団体、民間企業の派遣職員は定員外となつていますから、定員内で見れば四五％。それから、翌年は四七％とか、大体ずっと四〇％台です。それが

二〇〇三年ごろから、三八％とか、三〇％台に変わつてはきているんですが、財団法人化によつて出向や派遣のあり方というのはどういふふうに変わっていくのか。これまでの全体の傾向と、これからどうなるのかということについて、参考人の方に伺つておきます。

○土肥原政府参考人 NIRAの職員等の構成でございませうけれども、財団法人化に当たりましては、かなり規模的にも小さくなる、定員的にも小さくなるということでございます。そういった中で必要な人材を確保していくということになろうかと思ひます。

○吉井委員 大臣に伺つておきたいんですけれども、NIRA法の第一条で、先ほど来言つてきたようなことですが、要するに、これまでは国民の福祉の増進に資するということ、公共性ということをうたつておられるわけですね。

そうすると、国の人が出向して研究に当たるのも、福祉なり環境なり、国の政策目的にもかつたもので、研究すること自体は意味がありますから、一定の比率いても、それはそれで意味はあると思うんです。しかし、だんだん比率は減らしていく。比率を減らして、国と全くなかかわりのないものであれば、それはそれで意味はあると思うんです。国が関与もし、そして研究員としての出向職員の比率も下げるとなると、これは、もともと、設立当初のNIRAというものの目的に照らして、一体これからどういふ方向を目指していくのかな。

出向や職員のあり方の問題がどう変わるかということとともに、研究の方向をどういふふうにしていくのかということにかかわると思うんですが、この点についてのお考えというものを伺つておきたいと思うんです。

○大田国務大臣 財団法人になりますと、NIRA自体は民間法人になりますので、個々の事業について法律で規定するということとはなりません。ただ、その大きい方向につきましては、財団法人になるときに定款を寄附行為に変更する、そ

れを私ども国が審査して認可するという事になります。

したがって、その大きい方向である寄附行為については、行政改革の重要方針をもとに閣議決定された内容が反映されているかどうか審査できるといふことになります。その寄附行為に基づいて中期の事業計画ですとか単年度の事業計画といふのが立てられるという意味で、つまり、大きいところでは、国が閣議決定に沿ったものになるかどうかをチェックし、その中で個々の事業についてはNIRAが独立性、自主性を発揮していくということになります。

○吉井委員 次に、現在のNIRAの理事長は伊藤先生ですが、昨年の一月末まで理事長というのは、これは最初の一九七四年三月からは三十二年間ずっと官僚の方の独占ポスト、特に、七九年から昨年一月三十一日まで二十七年間ずっと事務次官ポストということまで来ております。それから、その中で、理事長だけじゃなくて理事、監事を含んだ役員の一覧というのを見ると、四十七人中二十六人が天下り官僚で占められていた。割合五五%ですが、NIRAは退職国家公務員の天下りを確保する機関だったとも言える、そういう内容であったと思うんです。財団法人化に際して、この天下りの実態を改善すべきだと思うんです。

他の理事の方を見ても、例えば、一九七四年から理事になられた方は自治省自治大学校長、次の方は自治大臣官房総務課長とか、地方振興局長、自治大臣官房審議官とか、それから自治大臣官房付、消防庁次長というふうに、自治省、総務省の指定ポストに理事の一つはあるとか、それからまた別なポストは、通産省官房審議官兼生活産業局長付の方で、その次は通産省の外郭にある特許庁、またその次は通産省基礎産業局アルコール事業部長とか、特許庁、通産省の通商産業検査所長とか、ずっと通産省の方が理事のポストを一つ押さえるとか、そういう状態がずっと続いてきました。

今度、これをどう改革するかということで、国

家公務員法改革案では官民人材交流センターを使つてということなんですが、それは省庁の権限や財政的な力を背景にして送り込む押しつけのものはなくなるけれども、これは官房長官のものと官民人材交流センター一本で、そこを通せば退職した翌日からでもということになりますから、逆に天下りはますますふえていくということもあり得るわけです。

その点についてはどう考えておられるか、また、どういふふうにしていこうという考え方が、伺っておきたいと思ひます。

○大田国務大臣 御指摘のように、NIRAの理事長はこれまで中央省庁のOBがなっております。それが平成十八年二月に伊藤先生が理事長になられて、非常に目覚ましい成果を上げてくださったといふことです。

その一方で、財団法人化に際しまして、研究以外の事業はなるべく廃止縮小するという事で、まずは中央省庁出身の役員数の全体を減らしてまいりました。その中で、中央省庁の出身の役員は、平成十七年度からの二年間で二名減少いたしました。現在二名、理事が一名、非常勤の監事一名となっております。この間、職員のうち中央省庁からの出向者は、四名減少いたしました。現在七名となっております。

財団法人になりますと、その役員を含め、人事はすべてNIRAが決めるということになります。当然のことではあります。天下り先を確保するためにNIRAを財団法人として残したと言われることが決まらないうちに、そこはしっかりとやってまいります。

それから、研究体制につきましては、テーマごと原則公募で有益な人材を幅広く集めるということになっております。したがって、現在役所にいる職員が、公募を受けて、その研究に最もすぐれた人材であるということを採用される、そして役所から結果的に出向するということはあるかと思ひますけれども、役所が人事の一環として役人を現職出向させるといふことは、これからは

なくなりません。

○吉井委員 これからなくなりますというお話が、実はそうはならない、天下りも天上がりも自由にするのが今度の法律だということがこの間審議したばかりの法律なんです。ですから、これはみずから求めた形をとれば幾らでも行けるわけです、今おっしゃったような話では、天上がり、天下りの問題はとも解決できるものじゃない。きょうは違う法律をやっていますから、これ以上はおいておきますけれども、そのことを指摘して、時間が参りましたので、質問を終わります。

○河本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、総合研究開発機構法を廃止する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

平成十九年六月二十八日印刷

平成十九年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B